

雲仙市放課後児童健全育成事業委託業務公募型プロポーザル実施に係る質問に対する回答

	質問	回答
NO.1	現在、愛野小学校区において放課後児童クラブの利用登録を行っている児童数及び待機児童数についてご教示ください。	愛野小学校区の登録児童数は2クラブで約100名です。他に市の委託外で類似事業を実施している事業所があり、放課後児童クラブで受入れできない児童の受け皿となっているため、放課後児童健全事業としての待機児童はありません。
NO.2	本事業において市が想定している利用登録児童数（開設初年度及び令和9年度以降の見込み）があればご教示ください。	雲仙市こども計画においては、愛野地区において令和8年度、令和9年度ともに145名の確保を計画しています。 ※あくまで計画上の数字ですので、実際の利用登録児童数とは異なります。
NO.3	令和8年度委託料単価（別紙）の児童数については、実際の登録児童数に基づき年度途中で増減額調整が行われるのか、または年度当初の計画人数に基づき決定されるのかご教示ください。	実際の登録児童数に基づき積算します。年度途中に入退所があった場合は、年度末の実績報告の際に精算します。
NO.4	賃借料補助事業（月額上限287,000円）について、賃貸借契約を締結した場合は実費額が補助対象となるのか、また補助対象経費及び対象外経費をご教示ください。	賃借料（開所前月分の賃借料及び礼金を含む。）の実費額が対象経費となります。ただし、所有権移転の条項が附されている賃貸借契約（いわゆるリース契約）に係る費用は対象となりません。
NO.5	放課後子ども環境整備事業（初年度100万円）について、対象となる備品及び設備の範囲をご教示ください。 （例：机、椅子、ロッカー、エアコン、パソコン、防犯設備等）	放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な設備や備品であれば原則対象となります。例示いただいているものは対象経費と思われますが、具体的には購入前に市の承認を得るようにしてください。
NO.6	現在運営されている放課後児童クラブの所在地及び愛野小学校からの距離をご教示ください。	雲仙市のホームページに放課後児童クラブの一覧を掲載しておりますので、ご確認ください。 https://www.city.unzen.nagasaki.jp/kiji0032003/index.html

NO.7	本事業において、市が想定する開設エリアや通所圏（愛野小学校からの距離等）があればご教示ください。	仕様書のとおり愛野小学校の校区内です。
NO.8	学校敷地内又は公共施設等を活用した開設の可能性はありますか。	現時点での可能性はありません。
NO.9	児童の来所方法について、市として想定している運用をご教示ください。 （学校から施設までの徒歩移動、職員引率の要否等）	基本は徒歩による来所を想定しておりますが、距離的に徒歩による来所が困難な場合は、バス等を利用した送迎を行うことを妨げるものではありません。また、市では職員引率の要否は問うておりませんが、立地や時期、学年等、様々な要因から職員引率を行っているクラブがあることは把握しております。
NO.10	障がい児又は特別な配慮を必要とする児童の利用見込み人数があればご教示ください。	市では把握しておりません。
NO.11	長期休業期間における利用見込み人数についてご教示ください。	市では把握しておりません。
NO.12	利用料について、市として標準的に想定している金額又は参考としている金額があればご教示ください。	市が標準的に想定している金額はありません。各事業所において、設定しています。

NO.13	おやつ代以外に保護者負担として徴収可能な費用の範囲についてご教示ください。	市で具体的に範囲を示すことはしておりませんが、事業実施に必要な実費の範囲内で徴収してください。徴収にあたっては、事前に保護者に説明を行う必要があります。
NO.14	令和9年度以降について、継続して事業を実施する場合の契約手続き及び更新の考え方をご教示ください。	前年度の末日までに、放課後児童健全育成事業協議書及び放課後児童健全育成事業実施計画書の提出を経て、市長の承認を得るものとします。将来的に児童数の減少等により、事業継続が困難な場合は委託を取りやめることもあります。
NO.15	本事業において事業者が徴収する利用料については、事業者の収入として取り扱うものと理解してよろしいでしょうか。 また、利用料収入は委託料の精算又は委託料算定に影響するかご教示ください。	お見込のとおりです。 対象経費から利用料などの収入を引いた金額が委託料の上限となります。ただし、利用料の範囲内で積立を行うことは可能です。